

平成28年第9回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成28年12月2日（金） 午前9時
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真
門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第43号 選挙人名簿に登録することについて
 - (2) 議案第44号 選挙人名簿から抹消することについて
 - (3) 報告第23号 登録の移し替えをした者について
 - (4) 報告第24号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - (5) 報告第25号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - (6) 議案第45号 三種町浜口土地改良区総代選挙の選挙期日について
 - (7) 議案第46号 選挙会の場所、日時等について（浜口土改）
 - (8) 議案第47号 選挙長の事務を行う場所について（浜口土改）
 - (9) 議案第48号 立候補の届出の受付について（浜口土改）
 - (10) 議案第49号 投票用紙の様式について（浜口土改）
 - (11) 議案第50号 告示方法について（浜口土改）
 - (12) 議案第51号 選挙長及びその職務代理者の選任について（浜口土改）
 - (13) 議案第52号 選挙立会人の選任について（浜口土改）

午前8時55開会

木村書記長 おはようございます。皆さんお揃いですので、只今から平成28年第9回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

始めに、委員長よりご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 おはようございます。久しぶりの顔合わせとなりました。早いもので12月に入りました。新聞報道によりますと、知事選挙と9市町村長の選挙が4月9日に決まったようでございます。いずれ年明けとともに新聞やテレビなども賑わってくると思いますけども、今日は定時登録と浜口土地改良区総代選挙の案件がございます。どうかよろしくご審議の程お願い申し上げまして、挨拶と致します。

それでは、会議の方進めさせていただきます。

近藤委員長 それでは、本日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と川田委員にお願いします。

（「はい。」の声有り。）

近藤委員長 それでは案件でございます。議案第４３号「選挙人名簿に登録することについて」ということで、事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第４３号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第２２条第１項の規定により、別紙の者を平成２８年１２月２日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

本件につきましては、１２月１日を基準日としまして、９月定時登録後の新有権者並びに転入３カ月経過者の登録を行うものでございます。

まず、「１」の新有権者でございます。対象者は、基準日１２月１日までに満１８歳に達する者。生年月日では、平成１０年９月３日から平成１０年１２月２日生まれの者が対象で、男２０人、女２１人、計４１人となっております。

次に、「２」の転入登録でございます。

対象者は、９月１日以前に転入し、引き続き三種町に居住している者。転入日では、平成２８年６月２日から平成２８年９月１日までの者で、男２８人、女３２人、計６０人。

よって、今回の新有権者と転入を合わせた登録者総数は、男４８人、女５３人、合計１０１人でございます。

別紙の名簿の方をご覧ください。

１頁と２頁が新有権者登録４１名でございます。「生年月日」の欄で、平成１０年９月３日から平成１０年１２月２日までの者が１８歳ということで本日登録となっております。

次に、転入登録の６０名につきまして、３頁と４頁に記載してございます。転入登録は、「住民となった届出日」の欄が、平成２８年６月２日から平成２８年９月１日までの者でございます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。それでは、名簿もご覧いただきながら、ご意見等ございましたらご発言下さい。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長 皆さん資料を確認されて何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご質問等無いとのことですので、議案第４３号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第４３号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第４４号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局から説明をお願いします。

清水書記 ２頁でございます。

議案第４４号「選挙人名簿から抹消することについて」。

公職選挙法第２８条の規定により、別紙の者を平成２８年１２月２日付けで選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

登録の抹消につきましては、９月定時登録後の死亡者並びに転出４カ月経過者の抹消でございます。

まず、「１」の死亡抹消者でございますが、９月２日から１２月１日までの死亡届が対象で、男３４人、女４６人、計８０人となっております。

次に、「２」の転出抹消者でございます。８月１日以前に三種町から転出した者が４カ月経過でございますが、９月定時登録後の対象範囲と致しましては、転出日が今年５月２日から８月１日までの者となります。人数は、男２３人、女３５人、計５８人。

よって、今回の死亡と転出による抹消者総数は、男５７人、女８１人、合計１３８人でございます。

登録抹消につきましても、別紙の名簿をご覧ください。

まず、５頁から７頁までが死亡抹消８０名でございます。死亡抹消につきましては、死亡の届出が、９月２日から１２月１日までの者でございます。なお、１０番の方につきましては、死亡日が８月１０日でありましたが、諸事情により届出が遅れたため今回の計上となっております。

また、転出抹消者５８名につきましては、８頁と９頁に記載しております。今回の４カ月経過者は、名簿の「住民でなくなった年月日」の欄が、平成２８年５月２日から平成２８年８月１日ま

での者でございます。

以上で議案第４４号の説明を終わります。

近藤委員長 はい。それでは、只今の説明につきまして、名簿も確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長 皆さん資料を確認されまして質問等ございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご質問等無いようですが、議案第４４号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無しとのことですので、議案第４４号は原案どおり決定と致します。

続きまして、報告第２３号、２４号、２５号につきましては、関連性がございますので一括上程致します。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。それでは始めに、報告第２３号について説明致します。「登録の移替えをした者について」。

平成２８年１２月２日の定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

本件につきましては、９月２日から１２月１日までの町内転居により、投票区の変更が生じた者の登録の移替えでございまして、人数は男７人、女１６人、合計２３人でございます。

対象者につきましては、別紙名簿の１０頁と１１頁に記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

続きまして、５頁をお願い致します。

報告第２４号「選挙権を有する者の５０分の１の数について」。

地方自治法第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の５０分の１の数は３１３である。

この５０分の１の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数でございます。

算定の基礎になります、本日１２月定時登録の選挙人名簿登録者数につきまして、隣の４頁の表でご説明致します。

まず、前回９月定時登録の名簿登録者数が、合計１５，６５１

人。これに対し、今回の登録抹消者数が死亡と転出合わせまして 1 3 8 人。登録が新有権者、転入合わせまして 1 0 1 人。これらを増減した今回の名簿登録者総数が右側の 1 5, 6 1 4 人。9 月定時登録と比較し 3 7 人の減でございます。

5 0 分の 1 の数につきましては、1 5, 6 1 4 人の 5 0 分の 1 で 3 1 3 となっております。

続きまして、6 頁をお願い致します。

報告第 2 5 号「選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について」。

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 5, 2 0 5 である。

この 3 分の 1 の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数で、選挙人名簿登録者数 1 5, 6 1 4 人の 3 分の 1 ということで 5, 2 0 5 となっております。

以上で、報告第 2 3 号、2 4 号、2 5 号の説明を終わります。

近藤委員長 それでは、只今の説明につきまして、名簿を確認の上、ご意見等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長 皆さん、資料を確認されまして何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご意見等特に無いようですので、本案を承認したいと思います
がよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無しとのことですので、報告第 2 3 号、2 4 号、2 5 号
はいずれも原案どおり承認と致します。

続きまして、議案第 4 5 号から議案第 5 2 号までは、いずれも
浜口土地改良区総代選挙に関するものですので、一括上程とさせて
いただきます。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。それでは、議案第 4 5 号から議案第 5 2 号まで一括で
説明させていただきます。

始めに 7 頁の議案第 4 5 号「三種町浜口土地改良区総代選挙の
期日について」。

土地改良法施行令第6条第3項の規定により、三種町浜口土地改良区総代選挙の期日を次のとおり定める。

- 1 選挙期日 平成28年12月21日（水）
- 2 投票時間 午前8時から午後3時まで
- 3 告示日 平成28年12月14日（水）
- 4 選挙すべき総代の数 30人

選挙区ごとの総代数は、記載のとおりでございます。

内容でございますが、浜口土地改良区の総代の任期が来年1月4日に満了となるに伴いまして、土地改良法施行令の規定により、任期満了の日の前30日以内に選挙を行う必要がございますが、この期日につきましては、土地改良区との協議に基づきまして、12月21日に定めたいとしております。

また、告示日につきましては、選挙期日前7日の12月14日。選挙すべき総代の数につきましては、土地改良区の定款で定めるところによりまして、ご覧の人数となっております。

続きまして、議案第46号「選挙会の場所、日時等について（浜口土改）」。

平成28年12月21日執行の三種町浜口土地改良区総代選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

1 投票を行う場合

選挙会の場所は、3選挙区とも浜口土地改良区事務所、日時は12月21日（水）午後3時30分。

2 投票を行わない場合

選挙会の場所は、三種町役場第1会議室。日時につきましては、同日午前10時からとしております。

なお、一部の選挙区が投票となった場合につきましては、1の投票事務と並行して、午前10時から2の無投票選挙区の選挙会を行いまして、投票終了後の午後3時30分から1の開票選挙会を行うこととなります。

続きまして、9頁でございます。

議案第47号「選挙長の事務を行う場所について（浜口土改）」。

平成28年12月21日執行の三種町浜口土地改良区総代選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

選挙長の事務を行う場所

第1選挙区から第3選挙区まで 三種町選挙管理委員会事務室

説明致しますと、選挙長の職務としまして、立候補の届出受付等ございますが、その執務場所を本庁の選管事務室に定めるものでございます。

続きまして、10頁をお開き下さい。

議案第48号「立候補の届出の受付について（浜口土改）」。

平成28年12月21日執行の三種町浜口土地改良区総代選挙における立候補の届出の受付は、次により行う。

- 1 期 日 平成28年12月14日から15日まで
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 三種町選挙管理委員会事務室

説明致します。

総代選挙における立候補の届出につきましては、土地改良法施行令の規定により、選挙期日の告示のあった日から2日間となっておりますことから、ご覧の日時、場所で受付を行いたいとしております。

続きまして、議案第49号「投票用紙の様式について（浜口土改）」。

平成28年12月21日執行の三種町浜口土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を土地改良法施行令第11条第1項の規定により次のとおり定める。

総代選挙の投票用紙の様式につきましては、土地改良法施行令の規定により、選挙管理委員会が定めとなっておりますことから、町の選挙の投票用紙に準じて、ご覧のとおり定めたいとしております。

続きまして、12頁をお開き下さい。

議案第50号「告示方法について（浜口土改）」。

平成28年12月21日執行の三種町浜口土地改良区総代選挙に関する告示については、三種町選挙管理委員会規程第17条の規定にかかわらず、次に定める掲示場に掲示して行うものとする。
掲示場所 三種町役場、三種町浜口土地改良区事務所、

浜口地区館

選挙に関する告示につきましては、選挙管理委員会規程第19条で、町の一般的な告示の方法に準じて、本庁と各支所の3カ所の掲示場に掲示して行うというふうに規定されております。しかしながら、総代選挙につきましては、選挙人が土地改良区の区域

に限定されますことから、告示の場所を関係する区域内のご覧の3カ所に定めたいというものでございます。

続きまして、13頁の議案第51号「選挙長及びその職務代理人について（浜口土改）」でございます。

平成28年12月21日執行の三種町浜口土地改良区総代選挙における選挙長及びその職務代理人を次のとおり選任する。

各選挙区におきまして、ご覧のとおり選挙長1名、職務代理人1名を選任したいとしております。総代選挙の選挙長等につきましては、土地改良区の組合員の資格が必要となりますことから、人選は、土地改良区からの推薦に基づいて行っております。

続きまして、14頁をお開き下さい。

議案第52号「選挙立会人の選任について（浜口土改）」。

平成28年12月21日執行の三種町浜口土地改良区総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任する。

選挙立会人につきましては、土地改良法施行令の規定により、各選挙区2人乃至4人選任すると定められております。立会人つきましても、土地改良区からの推薦を受けて各選挙区2名ずつご覧のとおり選任したいとしております。

以上で、浜口土地改良区総代選挙関連の議案と致しまして、議案第45号から第52号までの説明を終わります。

近藤委員長 浜口土地改良区の総代選挙ということで、地域が限定されます。追泊の方から大口、浜田までということです。只今の説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

清水書記 1点補足してよろしいでしょうか。

近藤委員長 はい、どうぞ。

清水書記 今現在、選挙人名簿登録者数が595人となっております。

近藤委員長 分かりました。

田村委員 ちなみに、先回は選挙になっていきますか。

清水書記 なっておりません。その前もなっておりません。

木村書記長 今まで選挙になったことがあるのか。

清水書記 私の記憶では、立候補者数が定数に届かずに補充選挙を行ったことはあります。ただ、全国的に見れば、投票になっている例もあります。

加賀谷委員 選挙長と職務代理人それから立会人の方々ですが、私の記憶では役員になった方ばかりなんですけども、今現在は総代にはなっ

ていないということですか。

門間書記　　そうです。総代ではなくて、皆さん理事になっている方です。

加賀谷委員　　分かりました。

近藤委員長　　皆さん、本件について他に何かございませんか。

（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長　　特にご質問、ご意見等無いとのことですので、議案第４５号から議案第５２号までを原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長　　ご異議無いとのことですので、浜口土地改良区総代選挙に関する８件については、原案どおり決定することと致します。

以上で、本日の案件は終了しました。

最後に「その他」としまして、事務局からお願いします。

清水書記　　はい。それでは、１５頁で今後の日程について説明をさせていただきます。

（以下、資料に基づき説明）

（その後、意見交換）

近藤委員長　　皆さんから何かございませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長　　それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了します。

午前９時５１分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____